

二級・木造建築士免許登録申請(新規)のご案内

埼玉県の二級・木造建築士試験合格者の方は、免許登録申請書類を揃え埼玉建築士会まで申請してください。

(埼玉県の試験で合格された方は、現在他県に転居されていても、本会へ登録申請を行ってください)

試験に合格されただけでは二級・木造建築士ではありません。二級・木造建築士になるためには、都道府県知事指定登録機関の免許登録が必要です。(試験の合格には有効期限はありません)

令和2年3月1日施行の改正建築士法により、二級・木造建築士試験に合格され、必要とされる実務経験を満たしている方は、二級・木造建築士の免許登録申請が可能となります。

建築士法第14条第2号の資格(二級建築士)により一級建築士試験を受験しようとする場合は、二級建築士免許の登録が必要となります。「免許証明書」の交付まで約2ヶ月のお時間を頂きますが、実務審査等の状況により発行が遅くなる場合もありますので速やかな免許申請をおすすめします。

申請方法の詳細、記入例は[ホームページ](#)を参照願います。



実務経歴書
実務経歴証明書
事前審査受付



埼玉建築士会
ホームページ

提出先等

受付開始	令和6年12月13日(金)から
提出方法	郵送申請をお願いします。(合格発表直後は窓口が大変混雑します。) 【窓口申請の場合】 原則、ご本人が申請書類をご持参ください。 書類審査に長時間かかる場合がございます。(実務経歴審査のある方は特にがかかります。) 免許登録要件に実務が必要な方は、上記QRコードより事前に「実務経歴書」・「実務経歴証明書」を送って事前審査を受けると審査が円滑に進みます。
提出先	一般社団法人 埼玉建築士会 〒336-0031 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館5階 電話 048-861-8221 FAX 048-864-8706 URL https://www.ksaitama.or.jp
受付時間	9:00~12:00 13:00~17:00 (土日祝日除く) (年末業務 令和6年12月27日12時まで / 年始 令和7年1月6日から)

必要書類等

**必要書類を揃え、簡易書留又はレターパックプラスにて
ご送付ください。**

書類不備・添付書類不足等の場合は、受け付けできません。

申請者の別により必要となる書類が異なります。

ご記入の際は、ホームページの記入例と二級・木造建築士免許登録申請のご注意(P3)をご確認ください。

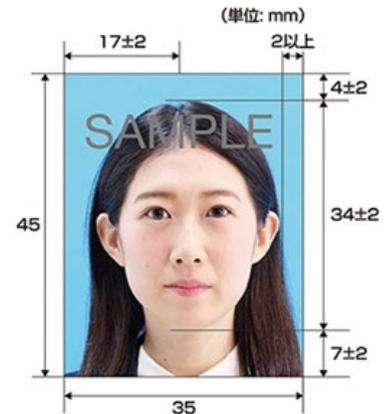
必要書類等		注意事項
①	二級・木造建築士免許申請書	
②	二級・木造建築士住所等の届出[A]	
③	学歴等証明書	令和2年以降の受験申込の際に、学歴に関する書類を提出していない方
④	実務経歴書及び実務経歴証明書	令和2年以降の受験申込の際に、実務に関する書類を提出していない方
⑤	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	発行日から3ヵ月以内のもの1通 マイナンバー（個人番号）の記載のないもの
⑥	証明写真 （6ヶ月以内に撮影した同じもの2枚）	縦45mm×横35mm（パスポートサイズ） 無帽・無背景・正面 必要書類①②の所定の欄に貼付してください 自身でのプリントは写真専用紙等に印刷 合格通知書と同じ写真は不可
⑦	合格通知書のコピー	紛失した場合は、再交付申請が必要
⑧	免許申請手数料 24,400円 （振込先）ゆうちょ銀行 （口座番号）00240-9-104215 （加入者名）一般社団法人埼玉建築士会	必要書類が全て揃いましたら郵便局の口座へお振込をお願いします 払込料金は、申請者本人負担でお願いします 他の金融機関から振り込む場合はホームページにてご確認ください （窓口申請は現金でのお支払いも可能です）
⑨	本人であることが確認できる 公的な身分証明書のコピー	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等 ※窓口申請は原本も提示
⑩	旧姓併記の確認書類	希望される方のみ 住民票の旧氏欄に旧姓の記載があるもの又は戸籍謄本（抄本）等
⑪	受付書送付用返信封筒（長3封筒）	110円切手を貼付してください ※宛先明記
⑫	交付用 レターパックプラス	作成完了した免許証明書の郵送交付を希望される方 ※宛先明記

※ 他の資格で受講した管理建築士講習の修了履歴を二級・木造建築士免許証明書の裏面に印字を希望する場合は管理建築士修了証の原本及び写しが必要です。

※ 建築士法第8条第1項第3号に該当する方は、医師の診断書等が必要です。

二級・木造建築士免許登録申請のご注意

1. 黒又は青のペンで、**楷書で丁寧に記入**してください。(数字は算用数字を用いてください)
2. 氏名は、住民票上の本名を記入してください。
新旧字体等記入内容は各書類で相違の無いようにしてください。
住民票等に記載されている特別な字体を一般的な字体で使用している場合、旧字体を新字体にして使用している場合は、当該使用している字体で記入することができます。(例：渡邊 → 渡辺)
3. 証明写真は、「免許申請書(第1面)」「住所等の届出[A]」の所定の欄に貼付してください。
規格外の大きさ、色調の薄いものや、顔の小さいものは受付できません。
転写の関係上、写真の縁から3ミリ程度に顔がかからないようにしてください。
※証明写真の適・不適の具体例は、外務省の『[パスポート申請用写真の規格](#)』をご参照ください。
4. 「免許申請書(第1面)」の登録申請区分欄は、申請する区分にチェック☑を記入し、区分に応じた内容を記載してください。
5. 外国籍の方は、発行日から3ヶ月以内の「国籍の記載を含む住民票の写し(原本)」を提出願います。
住民票の写しに記載されている通称名の併記を希望される場合は、「氏名欄」に通称名を()で併記し、「住所等の届出[A]」用紙、通称名の併記を希望するに○印をつけてください。ペンネーム等は不可です。
6. 「住所等の届出[A]」の登録番号および登録年月日は、免許登録申請時には記入の必要はありません。
7. 業務の種別及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入をお願いします。(業務の種別は、主なもの1つに○を付けてください)
勤務先の名称等のない場合は、自営業等とその旨をご記入ください。(所在地等も記入)
8. **令和2年以降の受験申込の際に資格を証する書類を提出していない方は、学歴等証明書や実務経歴書等の書類を再提出いただくこととなります。**記載例等はホームページをご確認ください。
9. 申請書記載の欠格事由に該当する方、必要実務経験年数を満たしていない方は、免許登録を受けられない場合があります。



本人であることが確認できる公的な身分証について

■ 1点で良いもの

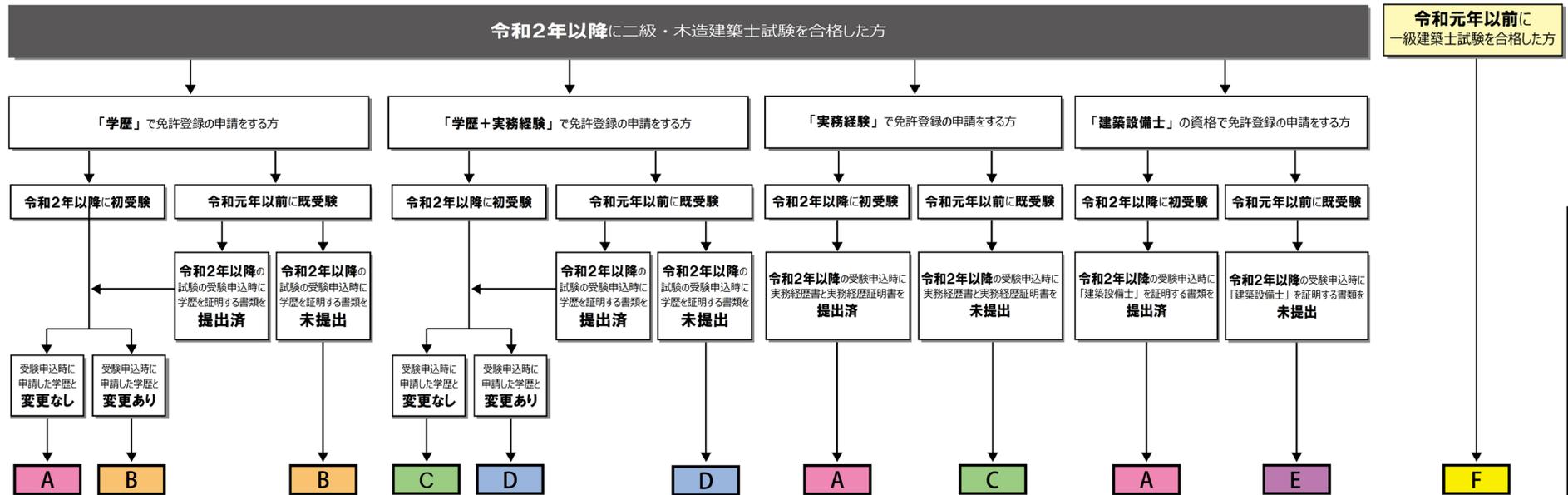
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(通知カードは不可)、宅地建物取引士証、在留カード・特別永住者証明書(外国籍の方)、写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)

■ 2点必要なもの(AとBから1点ずつ、又はAから2点ご用意ください)

A 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳(証書)、厚生年金保険年金手帳(証書)、船員保険年金手帳(証書)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書と印鑑

B 学生証・生徒手帳(いずれも写真付きのもの)、会社等の身分証明書(写真付きのもの)、公の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの)
(公の機関とは、国の機関、都道府県庁、区市町村役場や国、地方公共団体の行政監視又は行政監察の対象となっている機関などをいいます)

※いずれの場合も有効なものをご用意ください。



登録申請書における提出資料フロー図

		A	B	C	D	E	F
必要書類	二級・木造建築士免許申請書	○	○	○	○	○	○
	二級・木造建築士住所等の届出	○	○	○	○	○	○
	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	○	○	○	○	○	○
	証明写真 2枚	○	○	○	○	○	○
	合格通知書（コピー）	○	○	○	○	○	○
	本人確認ができる公的な身分証明書（コピー）	○	○	○	○	○	○
	旧姓併記の確認書類	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ
必要書類	申請手数料の払込受付証明書	24,400 円	19,300 円				
	学歴を証明する書類	×	○	×	○	×	×
	建築設備士試験合格(又は建築設備士講習受講)証書のコピー	×	×	×	×	○	×
	実務経歴書 ※2	×	×	○	○	×	×
	※1 実務経歴証明書 ※2	×	×	○	○	×	×

※1 改正建築士法の施行（令和2年3月1日）に伴い、申請手数料の変更、または新たに提出が必要となった書類
 ※2 建築実務を行った勤務先が複数あり、各々の実務経歴をもって免許申請を行う場合は、勤務先毎に作成してください。